

添付情報の種類と取扱い方法

【添付情報一覧】

(表題登記)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
I	代理権限を証する情報						
	(1) 委任状	申請人	令12条	特例			登記令第7条第1項第2号
	(2) 法人資格証明書	登記官		特例※	令13条	特例	登記令第7条第1項第1号 ※照会番号サービス利用可能(登記令11条)
	(3) 戸籍謄本(未成年等)	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第1-2号
	(4) 地縁団体資格証明	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第1-2号
II	代位原因を証する情報						
	(1) 売渡証明書	財務局等	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第3号
	(2) 登記承諾書	一般	令12条	特例			
	(3) 判決書	裁判所	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第3号
III	相続証明書						登記令第7条第1項第4号
	(1) 戸籍等	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 遺言書	公証人役場	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 相続放棄の申述書等	裁判所	令12条	特例	令13条	特例	
IV	所有権を証する情報						登記令第7条の別表
	【土地】						
	(1) 払い下げ証明書	財務局等	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 公有水面埋め立ての竣工認可書	国土交通省等	令12条	特例	令13条	特例	
	【建物】						
	(1) 建築確認通知書	県, 市区町, 民間機関	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 建物工事完了検査済証	県, 市区町, 民間機関	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 工事完了引渡証明書	一般私人, 建築会社等	令12条	特例	令13条	特例	
	(4) 土地所有者の建築証明書	一般私人, 建築会社等	令12条	特例	令13条	特例	
	(5) 固定資産税納付証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
(6) 固定資産課税台帳登録事項証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例		
(7) 工事請負契約書	一般私人, 建築会社等	令12条	特例	令13条	特例		
V	住所及び戸籍を証する情報						登記令第7条の別表の4, 12
	(1) 住民票	市区町村	令12条	特例※	令13条	特例	住民票コード利用可能(登記令9条)
	(2) 戸籍の附票	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 戸籍の除票	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(4) 登録原票記載事項証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	

(土地分筆登記)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
I	権利の消滅証明書	銀行等	令12条	特例	令13条	特例	規則104条
II	地役権証明書	電力会社等	令12条	特例	令13条	特例	規則103条

(区分建物の添付情報)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
I	規約証明書	個人	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条の別表
		公証人役場	令12条	特例	令13条	特例	

【その他参考資料として提供する情報】

(土地)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
I	公共用地境界証明書	官公署	令12条	特例	令13条	特例
II	民有地筆界確認書	個人	令12条	特例	令13条	特例
III	農地転用許可証	市区町村	令12条	特例	令13条	特例
IV	都市計画法による許可関係書類及び検査済証	官公署	令12条	特例	令13条	特例
V	宅地造成規制法による許可関係書類及び検査済証	市区町村	令12条	特例	令13条	特例

(建物)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
1	建物工事人の滅失証明書	建築会社等	令12条	特例	令13条	特例

【土地家屋調査士が代理人となる場合】

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
1	不動産登記規則第93条調査報告書	土地家屋調査士			令12条	特例

※ 添付情報については、1例を示したものである。

※ 原則として申請人又は代理人が作成した情報以外の添付情報は、発行人が電子署名した情報については令12条によりそのまま添付情報として使用することが可能であり、電子署名がないものについては、特例方式として添付書面を送付・持参し、原本還付を請求する場合は原本と相違ない旨を記載した謄本が必要となる。

しかし、添付情報をPDF化して作成者である土地家屋調査士が電子署名を付せば、令13条により、登記官に原本を提示すれば足りることになる。